

横濱團信研練第一四號

昭和七年九月二十九日

第一課長

局員

編 須賀海兵團信號術教官

軍務局第一課長殿

上海海軍特別陸戰隊司令官ニ對シ旗章掲揚得ル規定

ニ關スル件照會

首題ノ件御繁忙中甚恐痛ニ被存候得共當該司令官ノ旗章トシテ

陸戰隊本部旗章ニ掲揚シ得ルノ規程ハ海軍旗章令第九十條

ニ據ルモノナリヤ若シ本條ニ據ルトハ陸戰隊本部ハ移動スルト否トニ

不把之ノ官衙ト見做スルキヤ又ハ上海駐屯諸外國軍隊トノ對

外關係上該地ニ在ル場合ニ限リ特定スラレタルモノナリヤ信號術練習生

教育ト承知致度

(終)

軍務第一七九號

海

昭和七年七月横刑納





軍務第一七九號ノ二

昭和七年十月三日

海軍省軍務局第一課長

横須賀海兵團信號術教官殿

上海海軍特別陸戦隊司令官ノ旗章掲揚ニ關スル件回答

横海團信研機密第一四號御照會ノ首題ノ件左記ノ通ニ有之候

記

一、海軍旗章令第九條及第十條ノ規定ニヨリ掲揚シアルモノナリ

二、上海海軍特別陸戦隊ハ旗章令ノ所謂官衛ト見做ス（十月一日附海軍

特別陸戦隊令發布セラレタルヲ以テ此ノ點明瞭トナレリ）

海軍

追テ現旗章令ノ官衛トハ嚴格ナル意味ニ於ケル陸上各廳ヲ指スモ  
ノナルヲ以テ不日改正セラルベキ旗章令ハ此ノ點ヲ明確ニシアリ

(終)